

(地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3第1項の基づく地方公共団体実行計画)

第1次豊根村地球温暖化対策実行計画

(事務事業編)

令和4年9月

愛知県豊根村

目 次

第1章 基本的事項

1. 計画目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
2. 基準年度・計画期間・目標年度・・・・・・・・2
3. 対象範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4. 対象とする温室効果ガス・・・・・・・・・・3

第2章 温室効果ガスの排出状況及び削減目標

1. 基準年度の温室効果ガス排出量・・・・・・・・3
2. 要因別の排出状況・・・・・・・・・・・・3
3. 削減目標・・・・・・・・・・・・・・4

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの利用の促進・・・・・・4
2. 施設設備の改善等・・・・・・・・・・・・4
3. 物品購入等・・・・・・・・・・・・・・4
4. その他の取組・・・・・・・・・・・・・・5

第4章 推進・点検体制

1. 推進体制・・・・・・・・・・・・・・6
2. 点検体制・・・・・・・・・・・・・・6
3. 進捗状況の公表・・・・・・・・・・・・6

第1章 基本的事項

1. 計画目的

本計画は、地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「法」という。）第20条の3第1項に基づき都道府県及び市町村に策定が義務付けられている温室効果ガスの排出量の削減のための措置に関する計画（以下、実行計画という。）として策定するものである。豊根村の事務事業の実施に当たっては、本計画に基づき温室効果ガス排出量の削減目標の実現に向けてさまざまな取組を行い、地球温暖化対策の推進を図ることを目的とする。

2. 基準年度・計画期間・目標年度

基準年度を令和元年度とし、計画期間を令和元年度～令和11年度までの10年間とする。

目標年度については、令和11年度とする。

なお、実行計画の実施状況や技術の進歩、社会情勢の変化により、必要に応じて見直しを行うものとする。

※ 基準年度とは、各年度における温室効果ガス排出量の増減を比較検討するための基準として、各地方自治体が独自に設定する年度をいう。

3. 対象範囲

実行計画は、本村が行う全ての事務・事業とし、出先機関等を含めた全ての組織及び施設を対象とする。

なお、指定管理者制度等により、外部委託を実施している事務事業は対象外であるが、可能な限り受託者に対して、実行計画の趣旨に沿った取り組みを実践するように要請する。

（対象施設一覧）

施 設 名	施 設 名
豊根村役場本庁舎	豊根村村営バス車庫
豊根村役場富山支所	豊根村立豊根小学校
豊根村立豊根中学校	杉の子保育園
豊根村立学校給食共同調理場	豊根村診療所
豊根村保健福祉センター	豊根村教育文化センター「森遊館」
湯〜らんどパルとよね	とよね文化広場
坂宇場簡易郵便局	豊根村基幹集落センター

4. 対象とする温室効果ガス

実行計画で、削減対象とする温室効果ガスは、法律で定められた削減対象となる、6種類のガスのうち二酸化炭素を対象とする。

第2章 二酸化炭素の排出状況及び削減目標

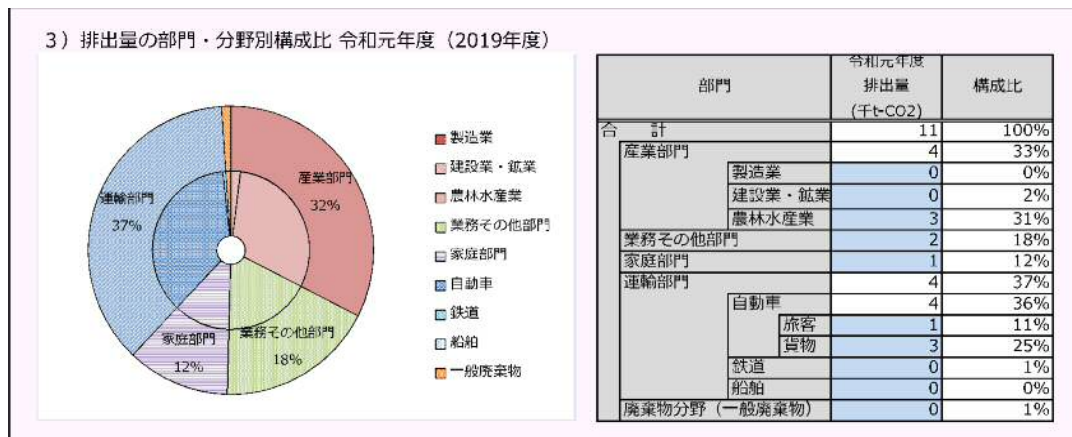
1. 基準年度の二酸化炭素排出量

豊根村の事務・事業における基準年度の二酸化炭素総排出量は、11千t-CO₂である。

区 分	排出量 (千 t-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	11千 t-CO ₂

2. 要因別の排出状況

基準年度である令和元年度の二酸化炭素排出量を排出要因別に見ると、農林水産業・建築業・鉱業等から排出される二酸化炭素が全体の32%を占め、次いで運輸によるガソリンの使用が37%、業務その他が18%で全体の87%を占めている。



出典：https://www.env.go.jp/policy/local_keikaku/tools/karte.html

3. 削減目標

令和元年度を基準年として、計画期間の最終年度である令和11年度の二酸化炭素排出量を、8%削減することを目指す。

区 分	基準年度排出量 令和元年度	削減目標	目標年度排出量 令和11年度
二酸化炭素 (CO ₂)	11 t-CO ₂	8 %	10.12t-CO ₂

第3章 具体的な取組

1. 太陽光発電、風力発電等の再生可能エネルギーの積極導入

- ・御池神社に、バイオトイレを平成27年度に導入。
- ・萩太郎山山頂に、ソフィール循環式トイレを平成29年度に導入。

2. 施設設備の改善等

- ・施設の新築、改築をする時は、環境に配慮した工事を実施するとともに、環境負荷の低減に配慮した施設等を整備し、適正な管理に努める。
- ・断熱性能に優れた窓ガラス（ペアガラス、二重ガラス等）を導入する。
- ・高効率照明化を順次行う。
- ・公用車の更新時に、小型車や低燃費車、ハイブリットカーの導入を図る
- ・公共施設の緑化を推進する。

3. 物品購入等

- ・電気製品等の物品の新規購入、レンタルをする時には、省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入に努める。
- ・事務用品は、詰め替えやリサイクル可能な消耗品を購入する。
- ・環境ラベリング（エコマーク、グリーンマーク等）対象製品を購入する。

4. その他の取組

①電気使用量の削減

- ・効果的・計画的な事務処理に努め、夜間の残業の削減を図り照明の点灯時間の削減に努める。
- ・昼休みの消灯や時間外の不必要箇所の消灯を行う。
- ・トイレ、調理室等に利用者がいない場合は消灯する。
- ・退庁時に身の回りの電気器具の電源が切られていることを確認する。
- ・OA機器等の電源をこまめに切るように努める。

②燃料使用量の削減

- ・急発進、急加速をしない。
- ・車両を適正に整備・管理し、排気ガスの削減に努める。
- ・公用車から離れる時は必ずエンジンを切り、無駄なアイドリングは控える。

③ゴミの減量、リサイクル

- ・物品の再利用や修理による長期利用に努め、ゴミの減量化を図る。
- ・廃棄物の分別排出の徹底に努める。
- ・使い捨て容器の購入は極力控える。

④用紙類

- ・両面印刷、裏面コピーを徹底し、用紙の削減に努める。
- ・リサイクル用紙の購入に努める。

⑤水道

- ・日常的に節水を心がける。
- ・自動水栓、節水コマなどの節水型機器の導入に努める。

⑥環境保全に関する意識向上、率先実行の推進

- ・職員向けに環境保全研修等を行う。
- ・職員が参加出来る環境保全活動について、必要な情報提供を行う。
- ・クールビズ・ウォームビズを推進する。
- ・施設の暖房は、利用状況に応じた管理を行う。

第4章 計画の推進に向けて

1. 計画推進の体制

各課室長に推進員を置き、所属職員への周知と、この計画の推進を図る。

2. 実施状況の点検、評価

- (1) 推進員は、各課室等で調整を図り、必要に応じ推進会議を行い、実施状況を点検・評価する。
- (2) 推進会議は、生活課が主に実施状況の点検・評価についてまとめる。
- (3) 課長会議等の報告は、推進会議の点検・評価をもとに、この計画に関する所要の見直しや改善等が生じた場合生活課長が報告する。

3. 進捗状況の公表

計画の進捗状況、点検評価結果及び直近年度の温室効果ガス排出量については、年1回村広報誌やHP等により公表する。